

## 森林環境交付金事業(地域提案重点枠)の審査方法 (案)

平成18年6月30日決定  
森林の未来を考える懇談会

## 1 基本的な考え方

- (1) 森林の未来を考える懇談会が主体となり公正な審査を行う。
- (2) 懇談会(審査過程)は非公開とする。審査結果については、懇談会開催の後、採択事業が決定された上で公表する。ただし、不採択事業の個々の内容は公表しない。

## 2 審査の進め方

## (1) 懇談会委員による事前審査

懇談会委員は、事業予定調書(事業要望書)について、別表「審査基準項目」により事前に審査する。

ただし、利害関係のある懇談会委員は、当該事業に限り審査しない。

## (2) 懇談会による審査・決定

事前審査について取りまとめた資料を参考として、事業の優先順位及び事業に対するコメント(評価・助言)について協議し決定する。

別表 「審査基準項目」

審査項目	評価の視点
1目的と必要性	目的が明確で、問題点・課題を的確に捉えているか。 社会的なニーズが高い活動か。 アピール性があり、分かりやすい内容か。
2計画性	目的を達成するために有効か。 計画内容、事業展開の手法に、独創性、先進性があるか。 地域特性や立地条件、木材等の地域資源を活かしているか。
3事業の成果	事業の成果が明確で、森林づくりへの貢献度が高いか。 事業の成果は持続可能か。
4住民参画と事業の発展可能性	事業展開の中に、住民参画の手法が盛り込まれているか。 今後、様々な活動・幅広い活動に繋がる可能性を持つか。 住民の心を揺さぶるような波及効果が期待されるか。

# 森林環境交付金事業(地域提案重点枠)の審査方法の運用 (案)

平成18年6月30日決定

森林の未来を考える懇談会

## 1 審査の進め方

### (1) 懇談会委員による事前審査

- ① 懇談会委員は、事務局(県森林計画グループ)から配布された事業予定調書(事業要望書)について、別紙「審査基準」により審査し、期日まで事務局に報告する。

ただし、利害関係のある懇談会委員は、当該事業に限り採点を辞退することとする。

- ② 事務局は、懇談会委員の「審査シート」を集計し、対象分野(森林整備の推進、木質バイオマスの利活用推進等)毎の順位(総合順位)付けした資料を作成する。

この際、懇談会委員(氏名は伏せる)毎の順位及びコメント(評価・助言)も分かるように取りまとめる。

### (2) 懇談会による審査・決定

- ① (1)②の「対象分野毎の順位付けした資料」を参考として、事業の優先順位及びコメントについて協議し決定する。

## 「審査基準」

### 1 審査基準項目

審査項目	評価の視点
1目的と必要性	目的が明確で、問題点・課題を的確に捉えているか。 社会的なニーズが高い活動か。 アピール性があり、分かりやすい内容か。
2計画性	目的を達成するために有効か。 計画内容、事業展開の手法に、独創性、先進性があるか。 地域特性や立地条件、木材等の地域資源を活かしているか。
3事業の成果	事業の成果が明確で、森林づくりへの貢献度が高いか。 事業の成果は持続可能か。
4住民参画と事業の発展可能性	事業展開の中に、住民参画の手法が盛り込まれているか。 今後、様々な活動・幅広い活動に繋がる可能性を持つか。 住民の心を揺さぶるような波及効果が期待されるか。

### 2 審査基準項目による評価方法

(1) 審査基準項目に基づき、懇談会委員毎に採点法により各事業を評価する。

ア) 評価方法は、審査基準項目毎に次の5段階評価とする。

点数	5	4	3	2	1
評価	極めて高い	高い	中	低い	極めて低い

イ) 審査基準項目毎の評価点数及び評価点数合計を審査シートに記入する。

ウ) 特記すべき事項についてコメント(評価)する。また、より良い事業にするための助言も記入する。

エ) 評価点数合計を基本としコメント(評価)も考慮して、順位付け(同順無し)をする。

(様式1)

対象分野 ○○○○

審査シート(要望事業毎) 市町村名	事業名	事業概要 (事務局が事業予定調書から転記)	事業実施箇所
審査項目 1目的と必要性		要望事業の内容 (事務局が事業予定調書から転記)	評点 評価
2計画性		助言	
3事業の成果			評点合計 順位
4住民参画と事業の発展可能性			

- (注1) 事業毎に本様式を作成する。  
(注2) 委員は、「評点」「評価・助言」「評点合計」「順位」欄を記入すること。  
(注3) 順位は、対象分野ではなく、全事業をおいて付けること。

(樣式2)

対象分野ごとの順位資料

(注1) 「各委員による順位」欄の上段は各審査項目の評点、下段は順位を、各委員が作成した様式1から転記。

各「各委員會の順位に於ける評価」(註2)、(註3)に於ける評価は、各委員會の順位に於ける評価(註2)、(註3)に於ける評価。

(注3) 各委員による評価・助言欄は、各委員が作成した様式1からの転記。